

議 長 日程第7「議案第15号平成29年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号平成29年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。平成29年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,167万1,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1,000万円と定める。

平成29年3月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、説明させていただきます。315ページをお願いします。第2表、地方債でございます。起債の目的は簡易水道事業債で、限度額650万円、工事請負費の弥勒寺地区配水管布設替工事ほかに充てるものでございます。

322、323ページをお開きください。事項別明細書により説明いたします。歳入です。款1、事業収入、項・目とも給水収入です。本年度1,823万4,000円、家庭用694件、事業所26件分の水道使用料1,813万4,000円ほかを計上しております。前年対比151万2,000円減、7.7%の減額でございます。

款の2、分担金及び負担金、項・目とも負担金です。本年度102万3,000円でファイ13ミリ2件分の加入負担金と、一般会計から消火栓75基分の維持管理負担金を計上してございます。

款3、使用料及び手数料、項・目とも手数料です。本年度1万3,000円で、給水装置工事審査手数料、検査手数料として3件、給水装置の中止・開始手数料14件分として計上してございます。

款4、繰入金、項・目とも一般会計繰入金です。本年度1,560万円の計上で

す。平成7年度からの公債費19件の元利償還金、工事請負費の一部などに繰入金として計上してございます。

款5、繰越金、項・目とも繰越金です。前年度繰越金としまして30万円を予定しております。

款6、諸収入、項・目とも雑収入は1,000円でございます。

款7、項、町債、目、簡易事業債です。歳出でも説明いたします、工事請負費4件分を事業債で行うものです。

次のページをお願いします。歳出です。款1、事業費、項・目とも管理費です。本年度2,512万7,000円で、前年比486万9,000円の減。減の要因としましては、前年度と工事内容等が相違による工事請負費の減によるものです。目1、管理費では施設の管理に要する経費を計上してございます。管理的経費としまして、節7、賃金として、水道施設の定期管理を行う2名分の賃金、節11、需用費では、光熱水費で水源の取水・送水ポンプなどの電気料、漏水補修の対応としての修繕費、滅菌器の医薬材料費などを計上しており、890万4,000円でございます。節13、委託料375万2,000円。ここでは水道使用量検針業務委託、量水器取替委託、配水池清掃委託など施設管理の委託料、毎月実施します水質検査委託料などを計上しております。節18、備品購入費は、事業用備品購入として量水器149基分、75万4,000円を計上しております。節28、繰出金。水道料金の徴収などの事務手数料として上水道事業へ129万2,000円を予定しております。

次に投資的事業です。次ページをお願いします。節15、工事請負費732万円です。組合水道当時の配水管を官地に出すための布設替え工事、今年度は弥勒寺地区3カ所を予定してございます。また、更新以来18年が経過した弥勒寺配水池非常用通報装置取替工事、同じく16年経過した宇津茂配水池のナンバー2送水ポンプ、大寺送水ポンプ場ナンバー1送水ポンプと非常用通報装置の取りかえ工事を行います。

款2、公債費、項1、公債費。これは従前の寄管理組合統合整備事業などの施設整備やその後の投資的事業に係るものです。目1、元金です。本年度1,079万8,000円、平成7年度から21年度に起債した15件分の長期債元金の償還になります。目2、利子です。本年度405万8,000円、平成7年度から19件分の長期

債利子の償還金と一時借入金の利子です。

次に、款・項・目とも予備費ですが、168万8,000円としております。

以上ですが、328ページ以降、投資的事業の概要、地方債の現在高の見込みに関する調書、平成29年度公債費元利償還金19件分の内訳が記載されております。後ほど御高覧ください。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 田 代 ページ323ページをお願いいたします。給水収入の中の滞納繰越分です。10万円ほど見てます。一般的には水道料というのは意外に水道をとめちゃうというところで、滞納額というのは非常に低いというふうに聞いております。その中で10万円を見てるんですけども、平成28年度のこの予算を編成するときか、または今の一番新しい1月末ぐらいでいいんですけども、どのくらいの滞納があるのかと。それに対して何%ぐらいの収納率でこの10万を見ているかと。あとはその、何ていうのかな、滞納者に対する対応で、どのような対応をされているのか、その3点について申し上げます。

環境上下水道課長 すいません、27年度決算でございますけども、決算のときなんですけども、滞納繰越分として15万3,000円で、収入未済が8万3,000円という状況でございます。それで、滞納者につきましてはですね、所定の督促状あるいは支払催告というような手続を踏みまして、その後、長までの決裁が必要になりますが、給水停止というようなことをまず予告状などを出して、やはり何かしらの事情があるとあれですから、一応予告状をまず出して、それでも来ない、納める様子がないようでしたら給水停止に踏み切るような形をとっております。

2 番 田 代 一応水道の利用者で家庭が649戸、事業者で24となっているんですけど、この滞納者については内訳はどの程度になっているんでしょうか。何件ぐらいでいいですよ、数で。

環境上下水道課長 今ですね、家庭用694件ということでやっておりまして、滞納は1件です。

2 番 田 代 それでは29年度、その1件に関して極力不平等のないように徴収ということで頑張っていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号平成29年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。2時35分より再開いたします。 (14時19分)